

日本語教育の資格に関する閣議決定等

○規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）〈抜粋〉

II 分野別実施事項

5. 保育・雇用

(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、 <u>日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。</u>	a:平成 30 年度検討、平成 31 年度結論、結論を得次第速やかに措置	a: 文部科学省

○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）〈抜粋〉

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI 時代に対応した人材育成と最適活用

2-3. 外国人材の活躍推進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 外国人の受入れ環境の整備

① 生活環境の改善

イ) 日本語教育全体の質の向上

- ・日本語教師の質の向上を通じ日本語教育水準を高めるべく、日本語教師養成・研修機関が実施すべきプログラムを開発し、その普及を促すとともに、日本語教師のスキルを証明するための資格創設について検討する。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）〈抜粋〉

3 生活者としての外国人に対する支援

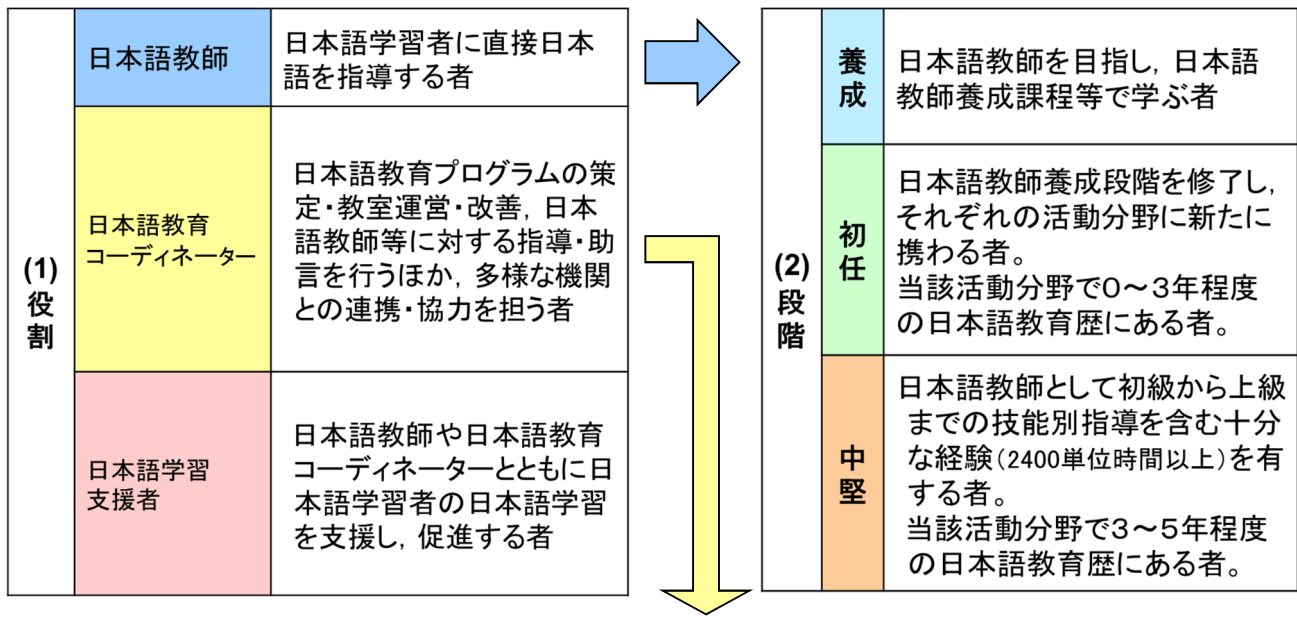
(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【具体的施策】

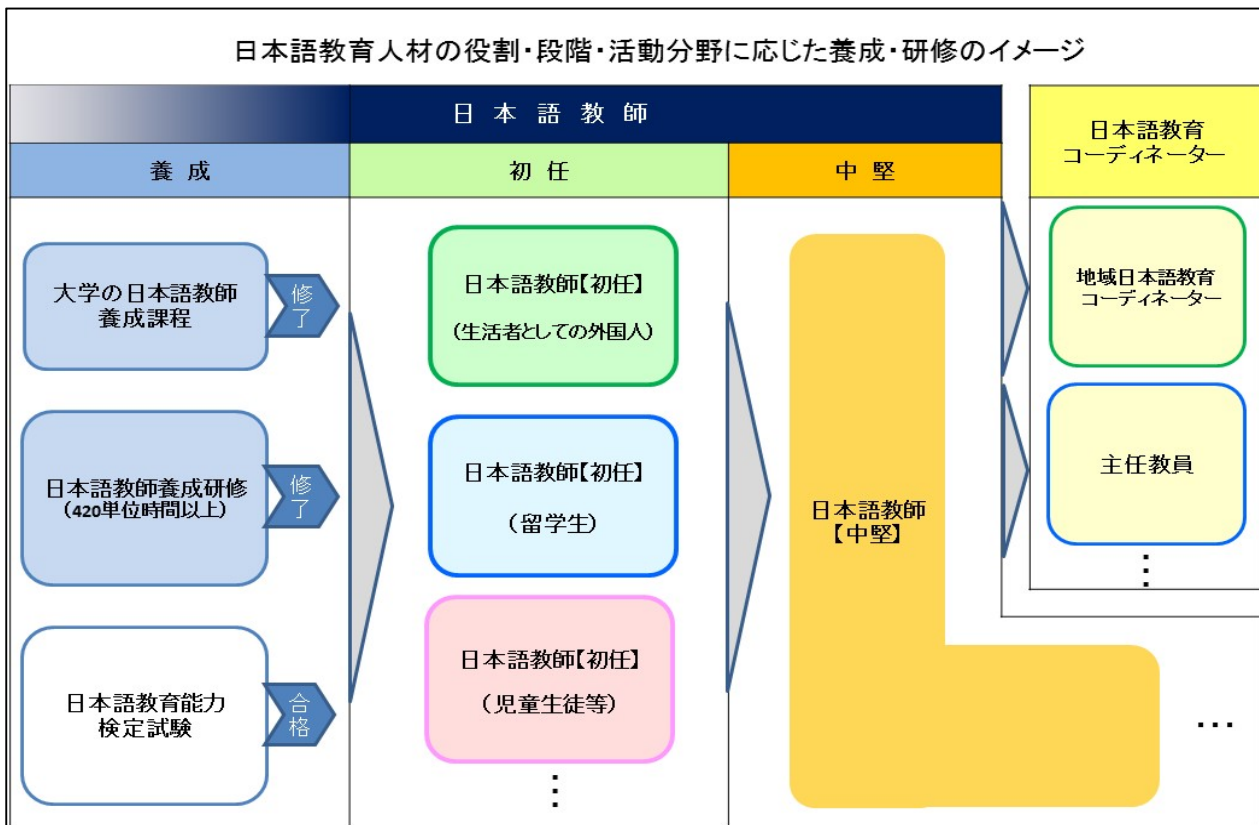
- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号53》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号54》

○ 日本語教育人材の整理及び養成・研修のイメージ



地域日本語教育コーディネーター	関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

(3) 活動分野		※本報告では●の3つの活動分野を提示。○は平成30年度審議予定。	
<国内>	●「生活者としての外国人」 ○就労を希望する在留外国人	●留学生 ○難民等	●日本語指導が必要な児童生徒等
<海外>	○海外における日本語教育	※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示	



○ 日本語教育機関の告示基準（法務省 平成30年7月30日改正）

外国人留学生を受け入れることができる法務省が告示する日本語教育機関については、「日本語教育機関の告示基準」の第1条第1項第13号に教員の要件が定められている。

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

